

## 倉敷市市道編入基準

平成19年 1月 1日

### (目的)

第1条 この基準は、本市内の私道を市道に編入しようとする場合に必要な基準を定めることにより、適正な市道路線網の充実及び整備の推進を図り、併せて道路交通の発達、地区内の生活環境の向上に寄与することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この基準を適用する私道は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発許可を受けている道路(以下「開発道路」という。)及びそれに伴う延長敷地。ただし、開発行為に伴い、市に帰属するものは除く。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく位置の指定を受けている道路(以下「位置指定道路」という。)及びそれに伴う延長敷地。ただし、新たに位置の指定を受けようとするときに、同時に市道への編入を希望する場合は、別に定める倉敷市市道編入の手引き(位置指定道路用)のとおりとする。
- (3) 岡山県都市計画決定(昭和46年9月7日岡山県告示第754号)施行前に築造された幅員1.8m以上の通り抜け道路で市長が特に必要と認めたもの。
- (4) 前3号に挙げるもののほか、幅員4m以上の袋路状道路及び通り抜け道路。ただし、築造後1年を経過したものに限る。
- (5) 道路法により市道に認定若しくは市道として管理されている道路に係る拡幅等の寄付については、この基準の適用範囲としない。

### (道路の配置)

第3条 市道に編入しようとする道路(以下「編入道路」という。)は、法令その他特別の定めのある場合を除き、一般交通の用に供している道路で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 路線の形状は道路の交通の流れに適合するもので、その機能を十分果たし得るものであること。
- (2) 路線の起点又は終点が国、県、市町村道等のいずれかで、そのどちらか一方は建築基準法第42条に定める道路と同等以上の道路に接続しているものであり、不特定多数のものの利用に供されているものであること。
- (3) 諸般の交通事情及び公益的見地から、市道に編入することが適当と認められるものであること。
- (4) 危険性がなく、編入後の維持管理上支障のないものであること。

- (5) 編入道路が袋路状道路である場合、現に2戸以上が生活道路として利用していること。ただし、開発道路及び平成11年10月1日以降の位置指定道路は2戸以上の利用計画があること。

(道路の形状的設計)

第4条 編入道路の幅員は、第2条第3号に規定する道路を除き4m以上とし、その他の形状的設計(すみ切り、転回広場等)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 編入道路が開発道路である場合、許可内容に合致していること。  
(2) 編入道路が位置指定道路である場合、指定内容に合致していること。  
(3) 編入道路が前2号以外の道路である場合、現状が築造日当時の道路位置指定指導要綱に合致していること。

築造日とは、道路として供用されたことが明らかにできる年月日とする(以下同様の解釈とする。)

- (4) 編入道路が開発道路又は位置指定道路に伴う延長敷地で、開発道路又は位置指定道路と同時に市道に編入する場合に、次の各要件を満たしていること。

ア 幅員は4m以上6m未満であること。

イ 位置指定道路又は開発道路と延長敷地を合わせた総延長が、35m以内であること。ただし、その総延長が35mを超える場合は、位置指定道路又は開発道路の終端に転回広場を設置し、その際に編入できる延長敷地はその終端より15m以内であること。

ウ 将来、再延長できない状況であること。

エ 現に、当該延長敷地を2戸以上利用していること。

オ 接道する位置指定道路又は開発道路と同等以上の構造であること。

(幅員の定義)

第5条 編入道路の幅員とは、有効幅員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは幅員に含めるものとする。

- (1) 倉敷市道路位置指定指導要綱(昭和56年5月1日施行)施行前のふたなし側溝。  
(2) 車両通行可能なふた掛側溝(U型側溝)又はL型側溝。

(路面)

第6条 編入道路の路面は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装であり、路面排水に支障がないこと。

(階段)

第7条 編入道路は、階段状ではないこと。ただし、管理上支障がなく、地形上やむを得ない場合の緊急避難用通路又は歩行者用連絡通路として必要と認められるものは、この

限りではない。なお、構造については、開発許可基準に準ずる。

(側溝)

第8条 編入道路の側溝の構造は、コンクリート製であること。また、柵ふたはグレーチング又は車両通行可能な構造であること。ただし、平成7年4月1日以降の開発道路及び平成11年10月1日以降の位置指定道路並びに平成19年1月1日以降のその他の道路は、次の各号に該当するものであること。

- (1) 側溝の基礎は、10cm厚のコンクリート施工とする。
- (2) U型側溝の場合、10m毎にグレーチングを設置し、側溝ふたは14t荷重以上、幹線道路については25t荷重以上に耐えられるものであること。
- (3) L型側溝の場合、15m毎に柵を設置すること。
- (4) 横断側溝を設置している場合、ボルト締めにすること。

(側溝配置)

第9条 編入道路は、4m以上のものは両側側溝であること。ただし、維持管理上支障のない場合、片側側溝でも編入できるものとする。

(排水路)

第10条 編入道路の排水の流末は、官地水路又は官地側溝へ接続されていること。ただし、地形上やむを得ない場合の編入道路に伴う排水路敷地については、危険性がなく、管理上支障がないものであること。なお、平成7年4月1日以降の開発道路及び平成11年10月1日以降の位置指定道路並びに平成19年1月1日以降のその他の道路の排水路敷地は、幅員1.5m以上で、市が必要と認める幅員とする。

(擁壁)

第11条 編入道路の擁壁は、市の施工する道路擁壁と同等以上の強度を有するものであること。なお、建築用ブロックは編入できないものとする。

(橋りょう)

第12条 編入道路の橋りょう部分は永久橋であることとし、道路と一体的に編入できること。構造については、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、14t荷重以上、幹線道路については25t荷重以上に耐えられるものとする。その他については「道路橋示方書」(社団法人 日本道路協会)に準拠すること。

(交通安全施設)

第13条 編入道路に交通安全施設(ガードレール、駒止め、反射鏡等)を設置する必要があると認められるものについては、「防護柵設置要綱」(社団法人 日本道路協会)に基

づき設置すること。

(特例)

第14条 倉敷市私道整備補助金交付要綱(昭和56年倉敷市告示第88号)施行前に築造された道路については、次の特例を設ける。

(1) 路面舗装について、ぬかるみにならない構造(未舗装でも可)であること。

(2) 側溝については、特に路面排水及び構造強度に支障がないものであること。

(その他の構造)

第15条 編入道路のその他構造については、「道路構造令」の各条項の基準を適用する。

(法面)

第16条 編入道路の法面については、下法のみ編入の対象とし、危険性がなく、管理上支障がないものであること。

(清掃等)

第17条 編入後の道路側溝の清掃、法面の草刈り及び清掃については、誓約書により、地元関係者で行うこと。また、排水路敷地を伴う場合、当該排水路の清掃についても地元関係者で行うこと。

(占用物件)

第18条 編入道路に倉敷市道路占用規則(昭和44年倉敷市規則第8号。以下「規則」という。)に適合している占用物件(電柱、ガス管、水道管、下水道管、排水管等)がある場合、編入後も占用者において維持管理すること。

(不法占用)

第19条 編入道路に、規則に適合していない占用物があってはならない。

(排水)

第20条 編入道路の側溝への排水は、平成7年4月1日以降の開発道路及び平成11年10月1日以降の位置指定道路に限り、雨水及び合併浄化槽処理水のみ放流とし、生活雑排水及び単独浄化槽処理水は道路内に污水管を埋設し、排水していること。

(補修)

第21条 編入道路に補修の必要が認められる場合は、申請者において補修を行うこと。

(編入後の管理)

第 2 2 条 編入道路が開発道路又は位置指定道路である場合は、それぞれ開発行為完了後、位置指定後 3 年間、また第 2 条第 4 号に規定する道路については、その築造後 3 年間は申請者において道路の管理・補修を行うものとする。

(編入後の舗装)

第 2 3 条 編入道路の全面舗装の必要性は、編入後 3 年を経過したのち路面の状況により順次市が判断する。

(境界関係)

第 2 4 条 編入しようとする道路は、これに隣接する他の土地とその筆を異にするもので、隣接する民地との境界が明確に構造物等(道路側溝、道路擁壁、ブロック等)で仕切られていること。また、必ず境界立会を行い、境界標を設置すること。編入しようとする道路敷や排水路等に分筆が必要な場合は、申請者において分筆を行うこと。また、その不動産登記上の地目は、申請者において公衆用道路に変更すること。

(権利関係)

第 2 5 条 道路の敷地、橋りょう、その他道路に必要な工作物等は、所有権以外の権利の無いもので、すべて無償で市に寄附すること。編入しようとする道路敷に抵当権、地役権その他所有権以外の権利が存する場合は、申請者において抹消すること。権利者が複数人の場合、権利者全ての同意によって、所有権移転登記可能な書類を提出すること。

(公租公課)

第 2 6 条 寄附により当該土地の所有権移転登記の完了した日の前日までの原因による公租公課は、従前の所有者等の責任において完納すること。

(費用負担)

第 2 7 条 編入道路の申請に係る費用は、申請者において負担すること。

(編入の申請)

第 2 8 条 市道の編入を申請しようとする者は、倉敷市市道編入申請書(様式 1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図(1/2500 程度)
- (2) 公図
- (3) 平面図(1/250 程度)
- (4) 地積測量図(1/250 ~ 1/500 程度)
- (5) 構造図、横断面図
- (6) 工作物寄附採納申請書(様式 2)

- ( 7 ) 占有物件調書とその詳細図(様式3)
- ( 8 ) 登記事項証明書
- ( 9 ) 移転登記に必要な関係書類(登記承諾書,印鑑証明書,商業登記簿の全部事項証明書等)
- ( 10 ) 誓約書(様式5・6・7)
- ( 11 ) 給水施設に係る工事しゅん工検査証(写)又は給水管に係る寄附採納についての通知書(写)(位置指定道路を工事完了後直ちに編入する場合に限る)
- ( 12 ) 下水道施設検査済書(写) (同 上)
- ( 13 ) その他
  - ア 橋りょう等河川使用のある物件は,許可書(写)を添付すること。
  - イ 排水管については,編入申請時に占有許可申請書を提出すること。

附 則

この基準は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成19年 1月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条(4)の規定は、この基準の施行の日から1年以内の期間で、かつ売買契約書等とその計画への着手が明確に改正前であることが確認できる場合についてのみ、なお従前のとおりとする。